

3月定例会における各委員会の活動状況

(委員会における質疑応答など)

常任委員会

《総務常任委員会》 … 二本松市地域おこし協力隊の隊員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定など 12議案付託

議案第10号「二本松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

質疑 育児を行う職員の時間外勤務の制限を請求できる職員の配偶者の就業等要件を削除するとは、具体的にどのようなことか。

答弁 現在は、職員の配偶者が就業していない場合等には請求ができなかったが、それらの要件を削除する改正を行い、配偶者が就業していなくても請求できるようにするものである。

議案第13号「二本松市税条例等の一部を改正する条例制定について」

質疑 個人市民税関係で、住宅借入金等特別税額控除の適用期限及び適用居住年を2年間延長することに伴い、地方特例交付金の交付期間も延長されるのか。

答弁 地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除による市町村民税の減収見込額に相当する額を市町村に交付するものであるため、控除が延長されれば交付金の交付期間も延長される。

議案第22号「損害賠償額の決定について」

質疑 事故が発生した要因は何か。また、事故の過失割合が一定程度高かった場合、当事者に求償できる制度はあるのか。また、その制度があるとすれば、求償は行ったのか。

答弁 当該事故現場は、見通しの悪い交差点であると共に、運転者の安全確認不足により発生したものである。当事者への求償制度はあるものの、自動車損害共済で全額対応可能であるため、求償はしていない。

議案第23号「平成28年度二本松市一般会計補正予算」

質疑 繰越明許費の人口減少対策事業について、定住促進住宅取得奨励金のこれまでに申請された件数と支払った件数は。

答弁 3月10日現在の申請件数は98件、約6,900万円で、そのうち、既に支払ったものが23件、約1,650万円。現時点で支払っていないものが75件、約5,250万円であり、そのほか、今後の申請分も含めて奨励金支給対象の新築住宅の完成が平成29年度となるため繰越すものである。

《市民産業常任委員会》 … 二本松市消費生活センター条例の制定など 4 議案付託

議案第 23 号「平成 28 年度二本松市一般会計補正予算」

質疑 重度心身障がい者医療費給付事業において、過年度分返還金が計上されているが、対象となるのは何件あるのか。

答弁 返還金の対象となったものは、125 件である。

質疑 スカイピアあだたら運営事業の中で、体育館改修にかかる予算を次年度に繰越して実施するとの説明があったが、おおよその完成時期はいつ頃なのか。また、スケートボード等の指導者を配置すると説明があったが、雇用形態はどのようになるのか。

答弁 完成の時期については、契約スケジュール等もあり、早くても 9 月頃に工事着工となる見込みで、年度内の完成を目標とし、次年度にはオープンしたいと考えている。

また、指導者の関係については、株式会社二本松振興公社が指定管理者となっているため、振興公社に依頼することになるが、専門的な知識を持つ職員がいないため、現在、福島市で同様の事業を行う事業所に振興公社の中に入っていたり、指導者を派遣いただく等の方法が採れないか検討している。

議案第 3 号「二本松市消費生活センター条例制定について」

質疑 条例第 6 条において、消費生活相談員は国家資格に合格したものと記載があるが、有資格者の配置は可能なのか、また、消費生活相談員の委託先についてはどのような事業所を想定しているのか。

答弁 現在、委託している全国消費生活相談員協会に引き続き委託したいと考えており、消費生活相談員については、協会に所属する有資格者を派遣いただくことで考えている。

《建設水道常任委員会》 … 二本松市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の制定など 11 議案付託

議案第 7 号「二本松市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例制定について」

質疑 開発面積が 1 万平方メートル未満の場合の、公園緑地等の設置基準、及び市が引き受けできる公園の面積の基準は地方自治体が自主的に定めてよいということか。

答弁 平成 28 年 12 月公布の都市計画法施行令の一部を改正する政令により、各地方自治体の条例で、公園緑地等の設置が義務付けられていた開発面積が緩和できることとなり、今回の条例が制定されれば平成 29 年 4 月 1 日以降に整備されるものが該当となる。また、市が引き受けできる公園の面積は 250 平方メートル以上として、当市で基準を定めている。

議案第 23 号「平成 28 年度二本松市一般会計補正予算」

質疑 社会資本整備総合交付金事業において、交付金の配分が要望額の 54 % だったことによる事

業進捗への影響は。また、入札不調等で事業が繰越となつたために配分が減らされたといった影響はあったか。

答弁 当市は県内の他市町村よりも積極的に交付金を多く要望しているが、当市ののみに突出した配分とはならない中で、整備可能な事業へ優先して配分するなど、交付金をやりくりしながら進めているのが現状である。また、入札不調等による繰越が原因で配分が減額になることは無い。

議案第29号「平成28年度二本松市東和簡易水道事業特別会計補正予算」

質疑 水道の接続戸数の向上についてはどのように考えているか。

答弁 戸沢地区においては配水池が今年度完成し、次年度から拡張事業が始まることから、推進委員会の席上などで、実際に生活用水として利用してもらえるよう接続の働きかけを行いたい。また、拡張事業が完了した区域でも更なる接続の向上を働きかけていきたい。

議案第33号「平成28年度二本松市水道事業会計補正予算」

質疑 補正予算第4条において、過年度分損益勘定留保資金の補てん額について変更されているが、その留保資金の残高はいくらか。

答弁 平成28年度期首残高で10億6,594万5,283円である。

議案第34号「平成28年度二本松市下水道事業会計補正予算」

質疑 過年度分損益勘定留保資金の残高はいくらか。

答弁 平成28年度期首残高で11億4,139万9,224円である。

《文教福祉常任委員会》 … あだち地方障害者自立支援審査会共同設置規約の変更について など12議案付託

議案第4号「二本松市教育支援センター条例制定について」

質疑 適応指導教室で受け入れる不登校の児童生徒は小学生から中学生まで幅があると思うが、どのように対応するのか。

答弁 教職経験等のある者を教育指導員として配置して学習支援を行う。

質疑 職員配置人数は。

答弁 所長1名、教育指導員2名、スクールソーシャルワーカー1名であるが、平成29年度については、9月開所となるため所長を学校教育課長が兼務し、教育指導員3名の配置で対応する。

議案第8号「二本松市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」

質疑 新設される教育支援センターの教育指導員は週3・5日勤務で、平成29年度は3名配置で対応とのことだが、どのような勤務シフトとするのか。

答弁 毎日、最低2人は勤務となるようにと考えている。

議案第19号「二本松市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」

質疑 主任介護支援専門員が5年毎に資格更新研修が必要となった理由は。

答弁 度重なる制度改正に対応していくためには、一定期間を定めて資格更新研修を行う必要があるとの判断から法改正がなされたためである。

質疑 地域包括支援センターが民間委託となるが、受託業者も職員に対し必要な研修を受けさせる環境整備を行っているのか。

答弁 当然業者も制度変更にあわせて対応していると思うが、受託業者との打合せを毎月行うので、情報交換や周知徹底を図っていく。

議案第26号「平成28年度二本松市介護保険特別会計補正予算」

質疑 地域自立生活支援事業について、配食サービス事業委託料が減額となっているが、利用者が減少しているということか。

答弁 年々利用者が減少している傾向であるが、昨年まで要介護認定者は利用できなかつたが、制度改正により利用できるようになったため、今後は若干増えるのではないかと考えている。

議案第55号「二本松市城山市民プール施設条例の一部を改正する条例制定について」

質疑 高齢者の温泉等利用券で、定期券以外に回数券等に利用できるようにする考えはあるか。

答弁 オープン後の利用状況をふまえて、福祉部と協議していく。

予算審査特別委員会

平成29年度の一般会計、特別会計及び企業会計予算の19議案は、議長を除く24人の委員をもって構成する「予算審査特別委員会」を設置し、審査しました。

また、特別委員会では、全委員で行う総括審査のほか、常任委員会ごとに4つの分科会を設置し、分野ごとに詳細に審査を行いました。

〔総括審査〕

総括審査では、新年度予算の基幹歳入を中心とした財政フレーム、各部における施策の重点事項や新規事業等について審査を行いました。

議案第35号「平成29年度二本松市一般会計予算」

・ 総務部所管事項

質疑 「地域おこし・集落支援事業」について、起業支援補助金に該当する内容は何か。

答弁 地域おこし協力隊員が任期満了後、起業する場合に1人当たり100万円の起業支援金を支給できるものであって、平成29年度で任期が満了となる地域おこし協力隊員が、起業する場合に給付できるようにするものである。

・市民部所管事項

質疑 「消費者行政事務」について、消費生活センター設置に当たっての内容は。

答弁 これまで消費生活相談は、火曜日と金曜日の週2回の受け付けをしていたものを、消費生活センターについては月曜日から金曜日までの毎日相談を受け付けることで、本庁内に設置することを予定している。

消費生活相談員は、国家資格を持った者でなければならないということがあり、現在は消費生活相談を全国消費生活相談員協会へ委託しており、消費生活センター設置後も引き続き、その協会へ委託することで考えている。

・福祉部所管事項

質疑 「学童保育事業」について、小学校の子どもの入所希望が年々増えているとのことで、入所希望した全員が学童保育に入所することができるか。

答弁 平成29年4月1日においては待機となる子どもではなく、入所決定することとしている。ただし、今後、油井小学校の児童の入所希望が増えると思われる所以、施設については、検討していくかなければならない。

・産業部所管事項

質疑 「菊のまち二本松推進事業」について、稼げる菊づくりとはどのような稼ぎを考えているのか。

答弁 将来、千輪咲きの菊を販売するようなことを目標にしており、「千輪咲きの菊をつくれる二本松」をブランド化していきたいという事業を考えているものである。

千輪咲きの菊の安定した生育の成功率を高め、市外に販売することによって、二本松の菊を見直してもらう機会となるようにしていきたい。

・建設部所管事項

質疑 「二本松城跡総合整備事業」について、事業整備を図っていく上で、どのように市民の声を反映させていくのか。

答弁 現在、基本計画を作成する中で、関係団体や地元町内会からの聞き取りなどを行っているが、基本設計においても、それぞれの関係機関などと調整や協議を図り、反映していきたい。

・教育委員会所管事項

質疑 「共に学ぶ環境づくりプラン事業」について、介助員は、小学校、中学校、それぞれ何人分をみているのか。また、募集に際して、応募される方は募集人数を上回る状況となっているか。

答弁 介助員の人数について、小学校は27人分、中学校は7人分を考えている。また、応募の状況については、3月ぐらいまでの募集では、応募者が募集人数に達するのはスムーズであるが、その後介助員が辞めた後の再募集については、若干時間を要する状況がある。

〔分科会審査〕

総務分科会では6議案、市民産業分科会では5議案、建設水道分科会では9議案、文教福祉分科会では2議案について詳細な質疑を行い、また、分科会での質疑終了後には、委員による討議を行い、各委員から事業に対する意見が出されました。

☆総務分科会

議案第35号「平成29年度二本松市一般会計予算」

質疑 交通対策事業について、コミュニティバス等の運行について、市内4地域ごとの運行ではなく、市内全域を対象とした地域間の運行について検討はしているのか。

答弁 運行補助金を支出している民間企業との競合が考えられ、路線バスやコミュニティバス等の運行を含めて慎重に検討しなければならない。今後、実績等を勘案しながら、地域公共交通活性化協議会で総合的な検討をしていかなければならないと思うが、現時点では具体的な検討は行っていない。

討議による意見

- ・ 市民の利便性向上のため、路線バスの維持、コミュニティバス等の運行については必要な事業である。今後も利用者の拡大に努めてほしい。
- ・ 「三世代同居住宅改修助成金等」について、以前より更に充実した事業となっており、積極的な事業運営になっている。今後の人口減少対策に必要な事業であるため、継続を望むとともに、財源措置を確実なものにして、なお一層の拡充を図ってほしい。

☆市民産業分科会

議案第35号「平成29年度二本松市一般会計予算」

質疑 「防災設備維持管理経費」について、防災行政無線がアナログからデジタルに変わることでどのようになるのか、また、戸別受信機が故障した際の対応は。

答弁 これまで音声入力による放送を行っていたが、デジタル化されるとパソコンで文字情報を送信し、音声変換される。受信感度にもよるが、地上デジタルテレビ用の電波と同様で、場所によっては受信感度に差が出る箇所もあると思われる。受信感度が弱い地域においては、屋外アンテナ等を設置することで対応していきたい。また、戸別受信機が故障した際の対応については、無償で提供する世帯等もあるため、ある一定程度の対応は行ていきたいと考えている。

質疑 「有害鳥獣捕獲活動事業」について、「国の制度で中山間地農業ルネッサンス事業においても有害鳥獣捕獲事業に取り組めると聞いているが、どのような内容なのか。

答弁 有害鳥獣捕獲に係る電気柵の購入に対し補助を受けられるものである。現在、市の一般会計とは別に対策協議会の会計があり、3戸以上の集落等で設置する電気柵に対し、県補助を受け資材購入等の補助を実施しているが、年々県補助金が縮小傾向にあるため、今後は補助事業を中山間地農業ルネッサンス事業等、活用可能な補助事業で対応していきたい。

討議による意見

- ・ 有害鳥獣の焼却処分施設の整備促進と事業の強化を図るべきである。

議案第36号「平成29年度二本松市国民健康保険特別会計予算」

質疑 国保の財政運営の主体が平成30年度から県になる予定だが、税率等はどのようになるのか、また市民への説明については、いつ頃を予定しているのか。

答弁 国保広域化については、現在基本的な内容は国から示されているが、詳細部分については、まだ事務担当レベルで協議中である。また、市民への周知については、6月の本算定以降になると思われる。

☆建設水道分科会

議案第35号「平成29年度二本松市一般会計予算」

質疑 「道路照明整備事業」について、LED照明導入促進事業補助金の内容と、調査委託の契約方法については。

答弁 補助金はLED照明導入における調査委託料に対するもので、補助率は2分の1であり、当市の場合は上限額である800万円である。契約方法については、プロポーザル方式により調査業者を選定する予定であり、今後、条件などについて詳細を検討していく。

討議による意見

- ・ 現在、新規の設置要望がある道路照明分についても、一括してリース契約に含められるよう調査の段階で検討すべきである。

質疑 「給水装置布設工事費助成事業」について、拡張事業給水工事補助金と給水工事補助金の内容は。

答弁 拡張事業給水工事補助金は、拡張事業に合わせて、安達地域の上川崎地区、渋川地区及び東和地域の戸沢地区における配水管への給水管接続工事費のうち、自己負担35万円を超える金額について補助するものであり、給水工事補助金は二本松地域において概ね5戸以上が配水管から共同給水管を布設工事する際に1戸当たり10万円を限度に補助するものである。

討議による意見

- ・ 同じ市内でも地域により給水管の接続工事に対する自己負担額が異なる。不公平感が生じないよう、補助の在り方について、よく検討すべきである。

議案第42号「平成29年度二本松市岩代簡易水道事業特別会計予算」

質疑 「施設維持管理経費」について、資産台帳作成等業務委託における資産台帳の整備の内容と、水道台帳との関連については。

答弁 簡易水道事業において、公営企業法適用に向け、未整備である資産台帳を整備するもので、水道法改正後に具体的な水道台帳の様式が明らかになれば、資産台帳を元に水道台帳を整備することになる。

討議による意見

- ・ 東和簡易水道事業も同様に、資産台帳の整備においては、水道法改正後の水道台帳の様式にも対応できるものとし、水道台帳へのスムーズなデータ移行ができるよう十分留意すべきである。

議案第45号「平成29年度二本松市岩代下水道事業特別会計予算」

討議による意見

- ・ 整備済みの下水道への接続率が現状56%と低く、接続率向上に向け、より一層努力すべきである。

議案第52号「平成29年度二本松市水道事業会計予算」

討議による意見

- ・ 水道事業基本計画策定において、未普及地域の早期解消が図れるよう、計画に盛り込むべきである。

☆文教福祉分科会

議案第35号「平成29年度二本松市一般会計予算」

質疑 「温泉等利用健康推進事業」について、温泉等利用券の対象施設に城山市民プールも含めるとのことだが、どのように利用するようになるのか。

答弁 1か月間有効の定期券の購入費用に充てることができ、本人以外に利用されることを防ぐため、定期券には顔写真を入れることとなる。また、回数券の購入には使用できない。

討議による意見

- ・ 温泉等利用券は70歳以上の高齢者が利用するものなので、城山市民プールでの使用方法を定期券購入のみではなく、回数券の購入等でも可能とした方が利用しやすいのではないか。
- ・ 城山市民プールの遠隔地からの利用者に対して、交通手段の手当も必要ではないか。
- ・ 「教育支援センター管理運営経費」について、不登校児童に対する学習支援により、学校への出席として扱われるということであり、非常に良い取り組みである。